

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和元年5月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800645号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1900003号

第1 結論

平成2年3月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年3月から平成3年3月まで

私は、平成2年3月末にA病院に赴任し、転居したB町の町役場において国民年金の加入手続をしたが、国民年金保険料の納付について具体的なことは記憶していない。当初、自身の年金記録は請求期間直後の平成3年4月から平成4年3月までの国民年金の記録もなかったが、後日、年金事務所の調査により保険料納付期間に訂正されたと記憶している。この期間において請求期間から継続して同病院に勤務していたと記憶していることから、請求期間のみ保険料の納付の記録がないと言われても納得できない。調査の上、請求期間を国民年金の保険料を納付していた期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成2年3月末にA病院に赴任し、B町役場において国民年金の加入手続を行ったと主張している。

しかしながら、B町から提出された請求者に係る「嘱託職員人事記録」において「採用年月日」欄は「3.1.1」と記載されていることが確認できる上、請求者から提出された年金手帳の「変更後の住所」欄にB町の押印が確認できるところ、B町内の住所とともに「平成3年2月12日変更」の記載が確認でき、請求者の主張とは一致しない。

また、請求者は請求期間における国民年金保険料の納付について、納付金額、納付場所、納付方法及び納付時期について具体的な記憶はない旨陳述しており、請求者に係る国民年金保険料の納付の状況は不明である上、国民年金手帳記号番号払出簿により、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)は平成3年4月3日に払い出されていることが確認できることから、請求者の国民年金加入手続は同年4月頃に初めて行われ、請求期間直前の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成2年3月31日に遡って資格を取得したものと考えられるところ、当該加入手続時点では、請求期間は、国民年金保険料を納付することが可能な

期間であるものの、請求者は、請求期間に係る保険料を遡って納付した記憶はない旨陳述している。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿により、請求期間にB町で払い出された手帳記号番号を全件確認したが、平成3年4月頃に請求者に対して払い出された手帳記号番号以外の手帳記号番号の払い出しを確認することはできない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる手帳記号番号の払出検索及びオンラインによる氏名検索を行ったが、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1800656 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1900012 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 6 月 1 日から平成 21 年 1 月 1 日まで

A 社に平成 19 年 6 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日まで勤務したが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、被保険者期間として認めてほしいとして訂正請求を行い、記録の訂正は認められないとする平成 28 年 12 月 22 日付けの通知を受け取ったが、審議結果に納得できない。請求期間に係る国民健康保険の納入通知書の発送履歴について B 市から得た文書を提出するので、再度審議の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者の訂正請求について、A 社が法人として設立されたのは、同社の登記簿謄本によると平成 19 年 9 月 * 日であることが確認できるところ、i) 同社が法人として設立される前の個人事業所であった期間については、請求者及び事業主は、同社において常時雇用される従業員は請求者一人であったとしていることから、同社は厚生年金保険の強制適用事業所に該当しない事業所であったと考えられ、オンライン記録にも同社の適用事業所としての記録は見当たらないことなどから、請求者が厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったとして、ii) 同社が法人として設立された後の期間については、事業主は、同社は厚生年金保険の適用を受けなかった旨回答しており、オンライン記録にも同社の適用事業所としての記録は見当たらない上、当該期間について、事業主自身に国民年金の加入記録が確認できること、事業主から提出された請求者の平成 19 年 9 月分から平成 20 年 2 月分までの給与明細書によると、給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できること、B 市からの回答により、請求期間において請求者の国民健康保険の被保険者記録があることが確認できることなどから、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に平成 28 年 12 月 22 日付けで、

年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、過去の国民健康保険加入履歴のうち、平成18年6月10日から平成23年6月1日の加入期間に係る納入通知書の発送履歴について、B市に問い合わせを行ったところ、平成30年5月8日付けで、既に当時の資料及び電子データは廃棄処分されており不明のため回答することができない旨の回答文書を得たことから、国民健康保険料の請求及び支払の事実が不明であるにも関わらず、上記関東信越厚生局長の決定に係る通知の中で訂正は必要でないとする理由の一つである「請求期間に国民健康保険の被保険者記録があることが確認できる。」との内容について納得できない旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者が今回新たな資料として提出した上記B市の回答文書は、請求期間における請求者の国民健康保険の被保険者記録を否定した内容のものではない上、請求者が請求期間に厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる資料とは考えられないことから、当該資料及び請求者の主張は、当初の決定を変更すべき新たな事情と認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求期間のうち平成19年6月1日から同年9月3日までの期間については、請求者が厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。また、請求期間のうち平成19年9月4日から平成21年1月1日までの期間については、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。